平成２６年（フ）第３６７９号
大阪市港区築港３丁目３番３―712号
債務者　笹木　節子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６８０号
大阪市港区築港３丁目３番３―712号
債務者　笹木美恵子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６８７号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―334号
債務者　中田　　仁
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５２号
大阪市城東区古市３―９―２―407、住民票上の住所大阪市城東区今福西６丁目２番３―901号
債務者　坂本喜久子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６５号
大阪府寝屋川市萱島桜園町18番13号
債務者　三寺　宏幸
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４６号
北海道北斗市市渡179番地の25
債務者　笹浪　哲子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４３号
岩手県大船渡市赤崎町字諏訪前36番地22
債務者　鈴木　恭子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第４４号
岩手県一関市千厩町磐清水字大峯71番地
債務者　菊地　光江
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第４５号
岩手県一関市萩荘字畑下57番地５
債務者　菅原美智子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第７３号
三重県志摩市阿児町甲賀3387番地２　サンライズ志摩、前住所三重県志摩市志摩町布施田2260番地
債務者　宇田　周義
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第９号
北海道岩内郡岩内町字東山99番地の12　コーポ北山102号
債務者　堀　希世志
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第１６２号
群馬県高崎市上並榎町1266番地
債務者　富田成生哉
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１９８号
相模原市南区南台４丁目13番16号　和光ビル203
債務者　小池　進一
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２０４号
相模原市中央区下九沢727番地　県公社団地10―1053
債務者　嶋田　一彦
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１５号
相模原市南区麻溝台２丁目７番33号　フローラルハウス１―101
債務者　菱谷　悦子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１６号
相模原市中央区富士見３丁目６番３号　ホーユウコンホルト相模原401
債務者　澤尻　清政
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１７号
相模原市中央区上溝378番地４　ブランドール番田302
債務者　守屋　佳代（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２２３号
相模原市緑区谷ヶ原１丁目２番16号　グリーンハイム城山１Ｆ
債務者　善林　伯行
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部